# 国際交流・海外調査報告

# 韓国の建設技術者制度について

福田　健
技術・調達政策グループ
上席主任研究員

田邊　輝行
技術・調達政策グループ
首席研究員

## 1. はじめに

本稿は、昨年度実施した「韓国の建設技術者制度」についての調査概要を紹介するものである。

韓国建設技術研究院（KICT）の協力を得て、関係機関へのヒアリングを実施したものであり、対象は以下のとおりである。

＜ヒアリング＞

・韓国建設技術研究院（KICT）
・韓国建設技術人協会
・教育機関：
　総合教育機関：建設技術教育院
　専門教育機関：韓国建設監理協会
・Doonsan 建設

## 2. 韓国の建設技術者制度

### 2.1　沿革

韓国の建設技術者制度は、建設関連の国家技術資格の取得者および建設関連の学科を卒業した者を体系的に管理するとともに、建設労働力需給の不均衡を解消し、その分野の専門建設技術者を適材適所に配置することを目的としている。韓国の建設技術者制度に大きく影響を与えたと考える出来事を中心にその沿革について以下に列挙する。

✓ 1958 年 3 月に「建設業法」が制定され、建設技術者の免許制（更新制）がスタート
✓ その後、建設業の乱立が発生
✓ 1974 年に建設業の新規免許発給の中止
✓ 1980 年代から 1990 年代の初めにかけて、施工者の手抜きを背景とした公共構造物に係る事故が多発
✓ 手抜き工事を事前に防止し建設工事の品質と安全性を確保することを目的とした「建設技術管理法」が 1987 年 10 月に制定
✓ 1990 年 1 月に、監督職員の人材不足の解消、民間の優秀な技術人材の活用、新工法工事などに対する監督機能の強化などを目的に「第 3 者の民間による施工監理制度」が導入される
✓ 1996 年 12 月に「建設業法」から「建設産業基本法」に改正された際に、電気工事・通信工事・消防設備工事、文化財修理工事が「建設産業基本法」から除外され、個別法として制定される（図 2-1）

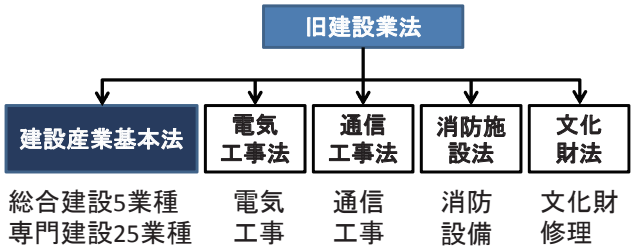


図 2-1　韓国の建設産業基本法の位置づけ

✓ 1999 年 4 月に建設業の免許許可制度から登録制へ転換、免許許可更新制度の廃止
✓ 2005 年 5 月 ,2011 年 5 月建設業者への罰則の強化

### 2.2　現在の法制度

韓国の建設技術者制度に係る主な法律としては「建設産業基本法」と「建設技術管理法」がある。

#### （1）建設産業基本法

建設工事の調査、設計、施工、監理、管理、技術管理などに関する基本的な事項と建設業の登録、建設工事の請負等に関して必要な事項が規定されている。

建設産業基本法には、「建設業の登録」および「建設技術者の配置」などが定められている（表 2-1）。

表 2-1　韓国の建設産業基本法

■建設業の登録（法第9条）
・建設業を営む者は業種ごとに登録をしなければならない。
・建設業は大別して、総合工事業と専門工事業に区分。
（一般建設業：土木工事業等の5業種、専門建設業：鉄筋コンクリート工事業等の29業種）

■建設技術者の配置（法第40条）
・建設業者は、建設工事の施工管理その他技術上の管理をするために、建設工事の現場に一定の基準を満たす建設技術者を1人以上配置しなければならない。

### (2) 建設技術管理法

建設技術の研究、開発を促進し、これを利用、管理することで建設技術水準の向上および建設工事の適正な施行を行い建設工事の品質と安全性を確保するための必要な事項が規定されている。

建設技術管理法には、「建設技術者の定義」、「建設技術者による報告」、「建設技術者の教育訓練」などが定められている（表 2-2）。

表 2-2　韓国の建設技術管理法

■建設技術者の定義(法第2条)

・技術者資格(国家資格法による技術士、技士、産業技士等)保有者
・学歴や所定の実務経験を有する者
・レベルに応じて4等級(特級、高級、中級、初級)に区分。
→ 工事の請負金額に応じて配置技術者に求められる等級が異なる

■建設技術者による報告(法第6条の2)

・建設技術者は、勤務先、実務経歴、学歴、保有資格等を建設交通大臣に報告することができる。
・報告を受けた場合、建設交通省は経歴証明書を発給することができる。

■建設技術者の教育訓練(法第6条第2項)

・建設業に従事する建設技術者は国土海洋部長官が実施する教育訓練*を受けなければならない。
*(受講義務)*

* 基本教育(法制度等):初回のみ受講
専門教育(専門技術):級を上げる場合に受講

## 2.3　具体的な法制度の仕組み

### (1) 建設業登録の基準

#### 1) 登録制度

韓国の建設業制度の大きな変更点として、1999 年 4 月の建設産業基本法改正による建設業の免許許可制度から登録制への転換、免許許可更新制度の廃止が挙げられる。また、同改正では、技術経歴の立証を容易にし、資格の 2 重貸し・2 重労働を防ぐことも目的として改正されている。

建設業登録の業種区分は、建設産業基本法のなかで次のように定められている。

- ✓ 建設業を営もうとする者は、国土海洋部長官に、大統領令で定める業種別に登録をしなければならない。
- ✓ 建設業は大別して、総合工事業と専門工事業に区分する。
- ✓ 軽微な建設工事の登録は不必要（以下、登録が必要な対象工事）。
  - ・ 総合工事業：5,000 万ウォン≒ 340 万円以上の工事
  - ・ 専門工事業：1,000 万ウォン≒ 68 万円以上の工事

（2012.5.30 換算レート　100 ウォン≒ 6.8 円）

基本法施行例に定められている「総合工事」、「専門工事」について、その業種区分を整理する（表 2-3）。

表 2-3　業種区分（基本法施行令別表）

| 総合工事 | 専門工事 | |
|---|---|---|
| 土木工事業 | 室内建築工事業 | 造景植栽工事業 |
| 建築工事業 | 土工事業 | 造景施設物設置工事業 |
| 土木建築工事業 | 左官・防水・組積工事業 | 鋼構造物工事業 |
| 産業・環境設備工事業 | 石工事業 | 鉄鋼材設置工事業 |
| 造景工事業 | 塗装工事業 | 索道設置工事業 |
| | とび・構造物解体工事業 | 浚渫工事業 |
| | 金属構造物・窓工事業 | 昇降機設置工事業 |
| | 屋根板金・建築物組立工事業 | ガス施設施工業(第1 種) |
| | 鉄筋・コンクリート工事業 | ガス施設施工業(第2 種) |
| | 機械設備工事業 | ガス施設施工業(第3 種) |
| | 上・下水道設備工事業 | 暖房施工業(第1 種) |
| | ボーリング・グラウティング工事業 | 暖房施工業(第2 種) |
| | | 暖房施工業(第3 種) |
| | 鉄道・軌道工事業 | 施設物維持管理業 |
| | 舗装工事業 | |
| | 水中工事業 | |

#### 2) 建設業の登録に係わる技術者の基準

基本法施行令に定められている建設業の登録に係わる技術者の基準のなかで、「土木工事」、「建築工事」、「土木建築工事業」の 3 つの業種について、建設業者の登録基準を整理する（表 2-4）。

表 2-4　建設業の登録基準（第 13 条関連）

| 業種 | 技術能力 | 資本金（個人の場合営業用の資産原価格） | | 施設・装備 |
|---|---|---|---|---|
| 土木工事業 | 建設技術管理法による土木分野の土木技士または土木分野の中級技術者以上の者2人を含む土木分野建設技術者6人以上 | 法人 | 7億ウォン以上 | 事務所 |
| | | 個人 | 14ウォン以上 | |
| 建築工事業 | 建設技術管理法による建築分野の建築技士または建築分野の中級技術者以上の者2人を含む建築分野の建設技術者5人以上 | 法人 | 5億ウォン以上 | 事務所 |
| | | 個人 | 10億ウォン以上 | |
| 土木建築工事業 | 以下の各号の技術者を含む建設技術者管理法による建設技術者11名以上<br>1. 建設技術管理法による土木分野の土木技士または土木分野の中級技術者以上の者2人を含む土木分野建設技術者5人以上<br>2. 建設技術管理法による建築分野の建築技士または建築分野の中級技術者以上の者2人を含む建築分野の建設技術者5人以上 | 法人 | 12億ウォン以上 | 事務所 |
| | | 個人 | 24億ウォン以上 | |

### (2) 建設技術者制度

#### 1) 沿革

- ✓ '87.10：国家技術資格法による建設分野の技術系資格者を対象
- ✓ '95.1：建設分野の技能系資格者、学・経歴者を対象に含む（'95.8.4 施行）
- ✓ '97.7：建設分野の技能系資格者を除く、純粋な経験者を含む（'97.7.21 施行）
- ✓ '99.1：高卒者も 18 年の経歴であれば、特級として認定（'99.3.28 施行）
- ✓ '06.12：学・経歴者による技術等級の昇級を制限（'07.3.1 施行）
- ✓ '09.12:建設技術者の経歴申告を認定（'09.12.29 施行）

### 2）建設技術者の種類、等級

技術者は、建設工事を行う「建設技術者」と、第三者による施工監理を行う「監理員」の２種類がある。ここでは建設技術者について述べるが、技術者にはそれぞれ等級区分があり、建設技術者においては特級、高級、中級、初級の４つの等級区分となっている。

また、技術者資格には、以下の「資格技術者」と「認証技術者」の２つがある。

- **資格技術者**：国家技術資格法の資格種目のうち建設関連分野の技術者資格（技術士、技士、産業技士）を有する者であり、技術者資格の試験、および資格管理は、韓国産業人力公団で行っている。
- **認証技術者**：建設関連学科卒業者、または、国土海洋部長官が定める教育機関で１年以上の建設技術の教育課程を修了した者で、一定期間の建設工事の業務を行った者（学・経歴者）をいう。

現在では、認証技術者は初級以外認められておらず、技術等級の昇級も制限されているが、2005 年以前には、高卒者も 18 年の経歴があれば特級として認定されていた。そのため、2005 年以前に認証技術者として認証された技術者はその時点での技術等級がそのまま認められており、その数は多い。

建設技術者資格の等級別・資格別の建設技術者数を以下に整理する（表 2-5）。

表 2-5　建設技術者資格の等級別・資格別の建設技術者数

（単位：名，'10.6 月現在）

| 等級 | 総計 | 技術者資格 | | | | 学・経歴者 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 小計 | 技術士 | 技士 | 産業技士 | |
| 計 | 604,889 | 305,325 (52%) | 14,248 | 198,047 | 93,030 | 299,564 (48%) |
| 特級技術者 | 136,155 | 86,047 (63%) | 14,248 | 49,394 | 22,405 | 50,108 (37%) |
| 高級技術者 | 44,885 | 24,159 (54%) | – | 17,778 | 6,381 | 20,726 (46%) |
| 中級技術者 | 59,540 | 31,842 (53%) | – | 23,121 | 8,721 | 27,698 (47%) |
| 初級技術者 | 364,309 | 163,277 (45%) | – | 107,754 | 55,523 | 201,032 (55%) |

注）監理員除く

建設技術者の技術等級および認定の基準について整理する（表 2-6）。

表 2-6　建設技術者の技術等級および認定の基準

| 等級 | 技術資格者 | 必要な学力と経歴 |
|---|---|---|
| 特級 | ・技術士 | |
| 高級 | ①技士の資格を習得し、7年以上の建設工事業務を遂行した者<br>②産業技士の資格を習得し、10年以上の建設工事業務を遂行した者 | – |
| 中級 | ①技士の資格を習得し、4年以上の建設工事業務を遂行した者<br>②産業技士の資格を習得し、7年以上の建設工事業務を遂行した者 | – |
| 初級 | ①技士の資格を習得した者<br>②産業技士の資格を習得した者 | ①修士以上の学位を習得した者<br>②学士の学位を習得し、1年以上の建設工事業務を遂行した者<br>③専門大学を卒業し、3年以上の建設工事業務を遂行した者<br>④高等学校を卒業し、5年以上の建設工事業務を遂行した者<br>⑤国土海洋部長官が認可した教育機関で1年以上の建設技術関連の教育課程を履修し、7年以上の建設工事業務を遂行した者 |

### 3）建設技術者の配置基準

建設技術者の配置基準は、以下のとおり定められている。

- 建設業者は、建設工事の施工管理その他技術上の管理をするために、建設工事の現場に一定の基準を満たす建設技術者を１人以上配置しなければならない（法第 40 条）。
- 韓国の技術者配置基準は、工事予定金額の規模で決まっている（700 億W、500 億W、300 億W、100 億W、30 億W）。

工事予定金額別の規模別建設技術者の配置基準について以下に整理する（表 2-7）。

表 2-7　工事予定金額の規模別建設技術者の配置基準

| 工事予定金額の規模 | 建設技術者の配置基準 |
|---|---|
| 700億ｳｫﾝ以上 | 1. 技術士 |
| 500億ｳｫﾝ以上 | 1. 技術士または技能者<br>2.「建設技術管理法」による建設技術者に該当する専門分野の特級技術者として該当工事と同種の工事現場に配置され、施工管理業務に5年以上従事する者 |
| 300億ｳｫﾝ以上 | 1. 技術士または技能者<br>2. 技士資格習得後、該当する職務分野に10年以上従事する者<br>3.「建設技術管理法」による建設技術者に該当する専門分野の特級技術者として該当工事と同種の工事現場に配置され、施工管理業務に3年以上従事する者 |
| 100億ｳｫﾝ以上 | 1. 技術士または技能者<br>2. 技士資格習得後、該当する職務分野に5年以上従事する者<br>3.「建設技術管理法」による建設技術者のなかで次の各項目に該当する者<br>①該当する専門分野の特級技術者、<br>②該当する専門分野の高級技術者として該当工事と同種の工事現場に配置され、施工管理業務に3年以上従事する者<br>4. 産業技士資格習得後、該当する職務分野に7年以上従事する者 |
| 30億ｳｫﾝ以上 | 1. 技士以上の資格取得者に該当する職務分野に3年以上従事する者<br>2. 産業技士資格習得後、該当する職務分野に5年以上従事する者<br>3.「建設技術管理法」による建設技術者のなかで次の各項目に該当する者<br>①該当する専門分野の高級技術者以上の者<br>②該当する専門分野の中級技術者として該当工事と同種の工事現場に配置され、施工管理業務に3年以上従事する者 |
| 30億ｳｫﾝ未満 | 1. 産業技術者以上の資格給得者に該当する職務分野に3年以上従事する者<br>2.「建設技術管理法」による建設技術者のなかで次の各項目に該当する者<br>①該当する専門分野の中級技術者以上の者<br>②該当する専門分野の初級技術者として該当工事と同種の工事現場に配置され、施工管理業務に3年以上従事する者 |

参考データとして、分野別の建設技術者の現況を整理する（表 2-8）。

＜参考＞

表 2-8　分野別の建設技術者の現況

（単位：名，'10.6 月現在）

| 分野＼範囲 | 計 | 資格技術者 | | | 学・経歴者 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 技術士 | 技士 | 産業技士 | |
| 計 | 638,641 | 22,996 | 210,820 | 97,229 | 307,596 |
| 土木 | 230,014 | 10,022 | 75,953 | 26,116 | 117,923 |
| 建築 | 250,311 | 9,167 | 85,590 | 43,645 | 111,889 |
| 機械 | 59,088 | 1,455 | 11,747 | 9,921 | 35,965 |
| 国土開発 | 35,429 | 660 | 11,873 | 5,470 | 17,426 |
| 安全管理 | 24,326 | 478 | 13,025 | 7,871 | 2,952 |
| 交通 | 1,968 | 269 | 1,230 | 8 | 461 |
| 環境 | 15,956 | 632 | 8,743 | 2,819 | 3,762 |
| 電気 | 9,73 | 146 | 637 | 174 | 8,516 |
| 金属 | 2,152 | 19 | 450 | 108 | 1,575 |
| 電子 | 4,713 | 39 | 31 | 58 | 4,536 |
| 鉱山資源 | 1,935 | 80 | 998 | 754 | 103 |
| 産業応用 | 786 | 8 | 256 | 193 | 329 |
| 化学工業及びセラミック | 2,255 | 19 | 213 | 59 | 1,966 |
| 繊維 | 183 | 0 | 4 | 0 | 179 |
| 海洋 | 50 | 2 | 10 | 33 | 5 |

## （3）技術者教育制度

### 1）教育訓練の概要

#### a.　目的

建設技術者の技術競争力の強化と効率的利用のための建設技術者および第 3 者の監理員に教育の機会を提供し教育訓練を実施する。

#### b.　沿革

・'89.05：建設技術者の教育訓練制度の導入

・（'89）5 年ごとに 1 回以上の教育訓練の実施

・（'97）3 年ごとに 1 回以上に教育の強化（手抜き工事を防ぐ目的）

・（'99）3 年以内に最初の教育の 1 回だけの実施（規制改革）

・（'01）上昇教育を追加実施（新工法、新制度等に関する教育の強化）

・'07.12 特級技術者及び監理員の継続教育の導入（'08.7 施行）

#### c.　教育訓練の内容

教育訓練は、建設技術者及び第 3 者の監理員に対して、教育訓練を行う。ここでは、建設技術者に対する教育訓練の内容について以下に示す。

**①教育の種類**

**基礎教育**：建設技術者として備えなければならない素養と建設関連の法令や制度などについての理解の増進のための教育

**専門教育**：その分野の専門知識能力の向上のための教育

**②教育時期、期間**

建設技術者および監理員の教育時期、期間について以下に整理する（表 2-9）。

表 2-9　建設技術者、監理員の教育内容

| 対象 | 教育時期 | 教育の概要（期間） |
|---|---|---|
| 建設技術者 | 最小教育（建設技術者になった後 3 年以内） | 基礎教育（2 週）<br>専門教育（1 週） |
| | 上昇教育（高い技術の評価に昇級を受けようとする場合） | 専門教育（1 週） |
| | 継続教育（特級技術者として施特法 1.2 種の施設に携わった後、3 年毎） | 専門教育（90 単位） |

➢ 現行の建設技術者管理法令では、特級技術者は施特法 1.2 種の施設※が含まれている建設工事や設計などの役務について、実際の実行期間が 3 年経過するたびに 90 単位を履修しなければならない（特級技術者の技術競争力の強化、および国家間の専門技術人力の相互承認を用意）。

**③教育の実施方法**

講習会を基本としているが、最小教育を履修しなければならない建設技術者の利便性を提供するために、教育課程別に教育内容の一部についてインターネットなどを通じて遠隔教育訓練も実施している。

### 2）教育訓練の特徴

教育訓練の特徴を以下に述べる。

➢ 継続教育があるのは、特級技術者のみである。

➢ 最初に建設技術者となった日から 3 年以内に最小教育（専門 1 週、基本 2 週）を受ける。

➢ 初級、中級、高級、特級と、技術者ランクを上げるためには、昇級教育（専門 1 週）を受ける必要がある。

➢ 特級技術者は、現在は技術士だけに認められている。技術士は、技術士会が継続教育を実施している。技術士の資格を維持するためには、3 年毎に 90 ポイントとなるよう継続教育を行う必要があり、ポイントを取得できないと罰金 100 万ウォンがかかる。（罰金制度は 2011 年にできた。）

➢ 特級技術者には、（現在はそういう制度はないが）過去に実務経験から認定された技術者がいる。その技術者は、3 年に 1 度、登録機関で継続教育を受けなければならない。

➢ 昇級教育は、専門 1 週 5 日（35 時間）かかる。

➢ 2日間集合教育を受けて、25時間分はネット教育を受けることもできる。ただし、ネット教育は1日1時間しか受けられない。

### (4) 罰則制度

建設技術管理法で定められる処罰の概要について、以下に述べる。

#### 1) 目的

「建設技術管理法」に違反した建設技術者、または監理員、企業に対する過怠料の支払い、および業務停止処分手続き、また減刑及び刑を重くする厳罰化の基準を定める。

#### 2) 処罰

処分の決定や処分内容の範囲は、地方の国土管理庁長および市道知事、市・郡・区庁長に委任されている。地方の国土管理庁長は建設会社および建設技術者の処分権厳が委任され、市道知事、市・郡・区庁長は、監理専門会社および監理員の処分権厳が委任されているようだ。

また、建設会社（監理専門会社）および建設技術者（監理員）個人への処罰があるが、建設技術者（監理員）個人への処罰に重きが置かれているのが特徴といえる。

**a. 行政処分の主な内容**

- 建設技術者の業務停止処分
- 品質検査の専門機関の業務停止処分
- 過怠料の賦課徴収
- 建設技術者の就職及び退職状況の未報告、又は虚偽報告をした建設関連企業の過怠料の賦課徴収
- 国家技術資格の取り消しや停止処分

**b. 建設技術者個人の処罰内容の例**

➢ 経歴の虚偽申告：
- 罰金500万W以下および業務の停止12ヶ月

➢ 経歴証の貸与：
- 業務の停止12ヶ月および1年以下の懲役または500万W以下の罰金

➢ 経歴・学力・価格等を偽って申告し建設技術者になった者：
- 1年以下の懲役または500万W以下の罰金

2007年から2009年の建設技術者の行政処分数を以下に整理する（表2-10）。

表2-10　建設技術者の行政処分の現状（2007～2009年）

（単位：人）

| 区分 / 年度 | 合計 | 資格の取消 | 資格停止 | 業務停止 | 過料 |
|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | 1,365 | 96 | 338 | 546 | 385 |
| 2009年 | 356 | 19 | 100 | 182 | 55 |
| 2008年 | 495 | 30 | 124 | 176 | 165 |
| 2007年 | 514 | 47 | 114 | 188 | 165 |

## 3. 技術者制度運用の仕組み

韓国の建設技術者データベースは、一言でいうと経歴管理データベースといえる。韓国では建設技術者経歴等の登録は、このデータベースを活用し登録する仕組みになっている。

以下に経歴管理の概要を示す。

### (1) 建設技術者データベースの沿革

✓ '89.10：建設関連会社の建設技術者保有現況の明示の義務化

✓ '95.01：建設技術者の経歴報告の義務化

✓ '99.04：建設技術者の経歴申告の任意化

✓ '09.12：建設技術者データベースで経歴申告・登録した建設技術者のみ登録認定

### (2) 期待される効果

- 建設技術者の専門性の向上を通じた建設産業の技術競争力の強化
- 経歴の体系的管理に所属する業者廃業などに関係なく、技術の経歴の立証が容易
- 資格の違法レンタル、二重就職封策として、健全な建設風土づくり

### (3) 韓国建設技術者データベースの概要

#### 1) 概要

韓国建設技術者データベースは、全建設技術者の経歴データベースである。このデータベースは、以下の①～⑤の協会が管理するデータベースが統合されたデータベースとなっており、建設技術人協会が管理している。

① 韓国建設技術人協会
② 大韓建築士協会
③ 大韓測量協会
④ 韓国エンジニアリング振興協会
⑤ 韓国の建設コンサルタント協会

建設技術者の経歴管理を行っている5機関の管理員数を以下に整理する（表3-1）。

表 3-1　建設技術者の経歴管理を行っている機関と対象技術者数

（単位：名，'10.6 月現在）

| 区分 | 機関名 | 対象技術者数 |
|---|---|---|
| 合　計 | | 638,641 |
| 建設技術者 | 韓国建設技術人協会 | 553,331 |
| | 大韓建築士協会 | 40,864 |
| | 大韓測量協会 | 6,298 |
| | 韓国エンジニアリング振興協会 | 4,396 |
| | 韓国建設コンサルタント協会 | ー |

### 2）特徴

韓国建設技術データベースの特徴としては以下の４つが挙げられる。

① 建設業登録の際に必要な技術者の数は、業種（総合建設は 5 業種、専門建設は 25 業種ある）毎に異なる。

② 技術者データベースへの登録は、技術者個人が入力して所属会社が登録するしくみである（原則は技術者個人が登録しなければならない。）

③ 技術者データベースは、技術者および企業のために登録するものである。

④ 技術者データベースを閲覧できるのは、技術者本人、所属会社、公共事業発注者である。

## （4）建設技術者データベースの情報項目

建設技術者データベースへの個人の登録が原則であるが、実態は所属する企業単位での登録となっている。

営業所専任技術者の登録はなく、施工技術者と一緒に登録されている。（技術者の所属する会社の業種で登録）

技術者データベースに登録されている情報項目について、以下に示す（図 3-1）。

◇経歴申告分野
・土木、建築、安全管理、環境、産業応用、交通、海洋、鉱業支援、国土開発等15の分野
・機械、金属、電気、電子、化工およびセラミック、繊維

◇経歴申告
○本人性 …… ○氏名、住民登録番号、住所、電話番号、E-mailアドレス
○所属会社 …… ○所属会社名、業種、免許番号、登録番号、会社住所、代表者氏名、代表者住民登録番号
会社電話番号、入社日、退社日
○技術経歴 …… ○参加事業名、参加期間、発注者、職務分野、専門分野、工事の種類、担当業務、工法、役職
（民間工事経歴の入力は任意）
○その他事項 …… ○技術資格、学力、教育訓練、表彰

◇経歴申告時の提出書類（最低限必要な提出書類）
①建設技術者（品質管理者）経歴申告書
②経歴確認書
③国家技術資格証勝本（所持者に限る）
④卒業証明書
⑤証明写真
⑥建設技術経歴証明発給（新規・更新・再発給）申請書
⑦経歴申告事項を証明することができる書類
a. 労災、健康、雇用、国民年金等の4大保険資料
b. 叙勲を証明することができる該当叙勲の写本
c. 建設関連の教育訓練事項を確認することができる教育修了証の写本
d. 使用者が確認する経歴確認書としての常駐監理経歴を申告する場合は、申告内容を確認することができる書類

◇経歴変更申告時の提出書類
①建設技術者（品質管理者）変更経歴申告書
②経歴確認書
③経歴変更事項を証明することができる書類

◇建設企業の申告
①商号新規申告
②商号、代表者、住所等の変更申告
③譲渡、譲受申告
④吸収合併または分割設立の申告

◇証明書の発給
①建設技術者経歴証明書
②建設技術者保有証明書
③建設経歴証
④品質管理経歴証
⑤参加技術者の経歴事項（P.Q）確認書

図 3-1　建設技術者データベースに登録されている登録情報

建設技術者ＤＢに登録されている技術者人力数について整理する（表 3-2）。

表 3-2　建設技術者ＤＢに登録されている技術者人力

（単位：名）

| 計 | 国家技術資格技術者 | | | 学・経歴者 | 経歴者 | その他（技能系含む） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 技術士 | 技士 | 産業技士 | | | |
| 633,369 | 20,766 | 200,670 | 91,927 | 273,198 | 2,664 | 44,144 |

注）その他は、任意の申告者

## （5）建設技術者データベースの登録・利用方法

建設技術者は、技術者情報の登録、更新、照会は、以下に示すホームページの WEB 画面にアクセスして行う（図 3-2）。

図 3-2　韓国建設技術者データベースの WEB 画面イメージ

## 4. おわりに

韓国の建設業制度の大きな変更点として、建設業許可制から登録制への転換が挙げられる。

また、技術経歴の立証を容易にし、資格の２重貸し・２重労働を防ぐため、建設技術者データベースが開発された。この建設技術者データベースに経歴登録しなければ、建設技術者として登録認定されない仕組みになっている。専用のホームページにアクセスし、On-Line による証明発給、経歴申告、技術者の経歴情報の照会を行うことができる。

この建設技術者データベースであるが、全建設技術者の経歴データベースであり、５つの協会が管理するデータベースが統合されたデータベースとなっている。申請登録する技術者の資格情報や個人情報なども他のデータベースと連携がなされており、技術者の経歴・実績に関わる情報が充実されているといった印象を持った。

韓国の建設技術者が訓練を受ける教育訓練機関は、大きく総合教育機関と専門教育機関に分かれている。総合教育機関は６つの機関があり、基本教育及び専門教育課程が開設されている。一方、専門教育機関は７つの機関があり、専門教育課程だけが開設されている。総合教育機関は主に教育院が実施しており、専門教育機関は公団や協会、研究院が実施している。教育機関の担当者が、「教育機関は建設技術者が選択することもあって、独自のカリキュラムを開設して受講者を増やすための努力を行わないと人が集まらない」と苦労話を交えて説明されていたのが印象的であった。

このような韓国の建設技術者制度は、今後も我が国にとって参考になると考える次第である。

**謝辞**

最後に本調査において、詳細なご説明や資料の提供を戴いた各位に御礼申し上げます。韓国の建設技術者制度の背景を含めて調査を行うことができました。特に KICT メンバーには多くのご支援賜りましたことをご報告して御礼とさせて戴きます。

**注釈**

※施特法 1.2 種の施設：施特法（施設物の安全管理に関する特別法）の１種、２種の施設物をいう。

１種施設物：トンネル 1,000 m 以上、又は３車線以上のトンネル，特殊橋（つり橋、斜張橋、アーチ橋、最大径間長 50 メートル以上の橋梁），延長 500m 以上の橋梁

２種施設物：高速国道、一般国道、特別市道、広域市道のトンネルで１種の施設物に該当しないトンネル、延長 500m 以上の地方道、市道、郡道、区道のトンネル，延長 100m 以上の橋梁で１種施設物に含まない橋梁

**参考文献**

・韓国国土海洋部提供資料、韓国建設技術人協会提供資料、韓国建設技術院提供資料